

食安基発0407第1号  
平成26年4月7日

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長 殿  
評価第二課長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長  
( 公 印 省 略 )

平成26年度食品健康影響評価依頼について

「暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画」(平成17年11月28日付け厚生労働省食安第1128001号)に基づき、平成26年度の食品健康影響評価の依頼計画を、別紙のとおり提出します。



## 平成 26 年度食品健康影響評価依頼計画

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課

### 1. 食品健康影響評価の依頼の現状

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に係るポジティブリスト制度の導入に伴い、平成 18 年 5 月に 758 物質について、暫定的に基準値を設定した。また、年度毎に計画を立てて資料の収集できたものから、順次、食品安全委員会へ食品健康影響評価の依頼を行うこととしている。

平成 26 年 3 月末時点では、暫定基準を設定した 758 物質のうち、これまでに 591 物質について評価を依頼し、そのうち 325 物質については評価が終了している（別添 1 参照）。

### 2. 今後の進め方

食品健康影響評価の依頼を行っていない 167 物質については、現時点において国内での登録、承認等がある物質が 48 物質、国内での登録、承認等がない物質が 119 物質である（別添 2 参照）。

前者については、引き続き関係府省等と協議を行い、計画的に評価依頼を進めていくこととしている。

後者については、毒性や残留試験データだけではなく使用実態についても情報収集に苦慮している物質が多い。輸入時検査における検出事例等がある物質は、可能な限り文献調査等による情報収集を行い、評価依頼に向けて検討を行うこととしているが、それ以外の物質も含め評価に必要な情報が得られない物質については、一律基準によるリスク管理措置等の実施を検討する。なお、一律基準によるリスク管理に移行する物質については、使用や残留が確認された時点で、リスク管理措置を見直すこととする。

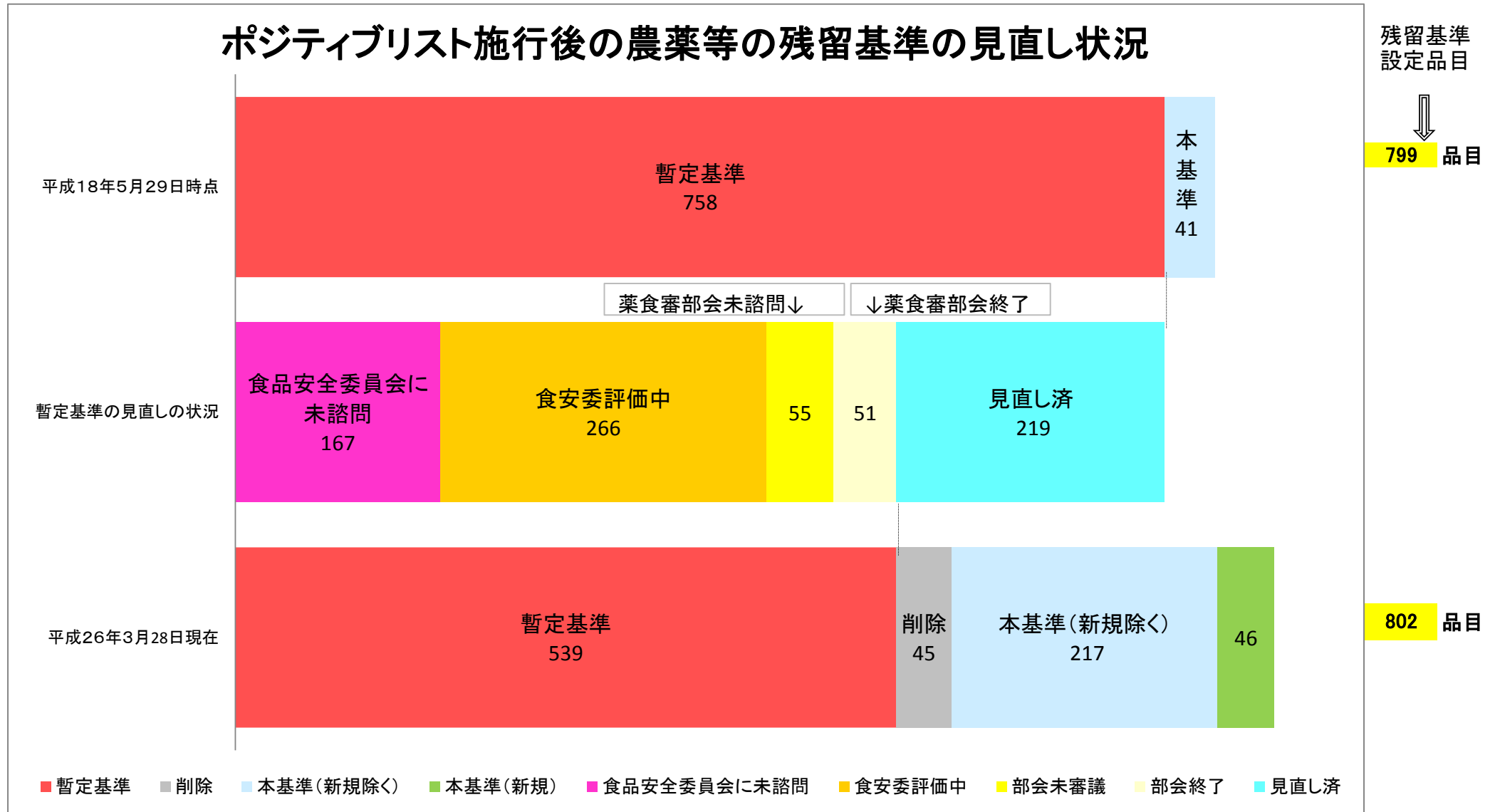
### 3. 平成 26 年度の食品健康影響評価依頼計画について

167 物質のうち、資料が入手可能である 78 物質（別添 2 の分類 1-1～1-5 及び分類 2-1～2-3）について、評価依頼を行う予定である。その他の物質については、上記方針に基づき対応を検討し、状況に応じて評価依頼を行う予定である。

### 4. その他

平成 26 年度より、急性参照用量の設定に係る評価依頼を本格的に始めることから、引き続き、リスク管理の観点から効果的な基準設定ができるよう、関係府省間で対応について協議させていただきたい。

## ポジティブリスト施行後の農薬等の残留基準の見直し状況



残留基準  
設定品目  
↓  
**799** 品目

**802** 品目

※1『本基準数(新規除く)』は、ポジ導入後の新規剤の本基準を除く。また、暫定基準見直しの際、‘ニトロフラン類’を‘ニトロフラゾン’、‘ニトロフラントイン’、‘フラゾリトン’及び‘フラルタドン’の4品目に分割したため、現在の『本基準数(新規除く)』は3品目分増加している。‘アルジカルブ’及び‘アルドキシカルブ’は‘アルジカルブ及びアルドキシカルブ’に統合したため1剤として数えている。

※2『部会終了』には、一度部会で審議して、部会で再審議を予定している剤を含む。

※3『見直し済』は、暫定基準見直しの告示をしたもの及びプロファムをいう。また、‘ニトロフラゾン’、‘ニトロフラントイン’、‘フラゾリトン’及び‘フラルタドン’の4剤ではなく、‘ニトロフラン類’の1剤として数えている。

## 暫定的に基準値を設定した評価依頼予定物質の内訳について

## ◇ 国内登録・承認・指定があるもの：48 物質

分類	物質数	内 容
1-1	10	食品安全委員会と協議中
1-2	13	厚生労働省で確認中
1-3	1	添加物と調整中
1-4	4	データ不足の可能性があるため検討中
1-5	10	H26 年度中に追加データが提供される予定
1-6	3	H27 年度までに追加データが提供される予定
1-7	1	H28 年度までに追加データが提供される予定
1-8	6	提供時期は未定だが、データ提供について検討中

## ◇ 国内登録・承認・指定がないもの：119 物質

分類	物質数	内 容
2-1	14	食品安全委員会と協議中
2-2	14	厚生労働省で確認中
2-3	12	JMPR の評価書のみ存在
2-4	37	大使館からのデータ提供待ち
2-5	42	データ提供の見込みなし



分類	番号	品目名	英名	主な用途	農薬 取締法	薬事法	飼安法	Codex	JECFA	JMPR	基準参照国				
											米国	豪州	EU	カナダ	NZ
1-5	38	臭素(臭化メチル)	BROMIDE (METHYL BROMIDE)	農薬・殺虫剤	○					○			○		
1-6	39	グリカルピラミド	GLYCALPYRAMIDE	動物薬・寄生虫駆除剤		○									
1-6	40	スルファモイルダブソン	SULFAMOILDAPSONE	動物薬・合成抗菌剤		○									
1-6	41	ピリメタミン	PYRIMETHAMINE	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫 駆除剤		○									
1-7	42	ポリオキシン	POLYOXINS	農薬・殺菌剤	○										
1-8	43	イソシアヌル酸	ISOCYANURATE	動物薬・殺菌消毒剤		○									
1-8	44	エンラマイシン	ENRAMYCIN	動物薬/飼料添加物・抗生物 質			○								
1-8	45	オキシクロザニド	OXYCLOZANIDE	動物薬・寄生虫駆除剤		○						○	○		
1-8	46	オルトジクロロベンゼン	ODB	動物薬・消毒薬		○						○			
1-8	47	トリブロムサラン	TRIBROMSALAN	動物薬・寄生虫駆除剤		○									
1-8	48	レスメトリン	RESMETHRIN	農薬/動物薬・殺虫剤		○							○		

備考

- ・「農薬取締法」の欄には、平成26年3月時点における、農薬取締法において食用農産物への適用登録のある農薬等については「○」印を付けた。
- ・「薬事法」の欄には、平成26年3月時点における、薬事法第2条第1項に規定する、動物用医薬品であって、承認の提要対象が食用動物のものには「○」印を付けた。
- ・「飼安法」の欄には、平成26年3月時点における、飼料の安全性確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項に定める、飼料添加物には「○」印を付けた。
- ・「Codex」の欄には、平成26年3月時点における、Codex基準がある農薬等に「○」印を付けた。
- ・「JMPR」、「JECFA」の欄には、平成26年3月時点における、「FAO/WHO合同残留農薬専門家会議」及び「FAO/WHO合同食品添加物専門家会議」において、評価された農薬等に「○」印を付けた。
- ・「基準参照国」の欄には、残留基準の設定根拠データを提供可能であると申し出のあった5カ国地域の基準値を参照した農薬等に「○」印を付けた。

表2: 国内登録・承認・指定がない品目

分類	連番	品目名	英名	主な用途	農薬 取締法	薬事法	飼安法	Codex	JECFA	JMPR	基準参照国				
											米国	豪州	EU	カナダ	NZ
2-1	1	アルトレノゲスト	ALTRENOGEST	動物薬・ホルモン剤							○	○	○		
2-1	2	オルトフェニルフェノール (OPP)	2-PHENYLPHENOL	農薬・殺菌剤						○		○			
2-1	3	スルファエトキシピリダジン	SULFAETHOXYPYRIDAZINE	動物薬・合成抗菌剤									○		
2-1	4	スルファグアニジン	SULFAGUANIDINE	動物薬・合成抗菌剤									○		
2-1	5	スルファジアジン	SULFADIAZINE	動物薬・合成抗菌剤									○		
2-1	6	スルファセタミド	SULFACETAMIDE	動物薬・合成抗菌剤									○		
2-1	7	スルファトロキサゾール	SULFATROXAZOLE	動物薬・合成抗菌剤								○	○		
2-1	8	スルファニトラン	SULFANITRAN	動物薬・合成抗菌剤									○		
2-1	9	スルファニルアミド	SULFANILAMIDE	動物薬・合成抗菌剤									○		
2-1	10	スルファピリジン	SULFAPYRIDINE	動物薬・合成抗菌剤									○		
2-1	11	スルファブロモメタジンナトリウム	SULFABROMOMETHAZINE SODIUM	動物薬・合成抗菌剤									○		
2-1	12	スルファベンズアミド	SULFABENZAMIDE	動物薬・合成抗菌剤									○		
2-1	13	スルファメトキシピリダジン	SULFAMETHOXYPYRIDAZINE	動物薬・合成抗菌剤									○		
2-1	14	スルファメラジン	SULFAMERAZINE	動物薬・合成抗菌剤									○		
2-2	15	2-(1-ナフチル)アセタミド	2-(1-NAPHTHYL)ACETAMIDE	農薬・成長調整剤									○		
2-2	16	DDT	DDT	農薬・殺虫剤						○		○	○		
2-2	17	アザメチホス	AZAMETHIPHOS	農薬/動物薬・殺虫剤								○	○		
2-2	18	イソプロツロン	ISOPROTURON	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)									○		
2-2	19	エトリジアゾール	ETRIDIAZOLE	農薬・殺菌剤					○				○		
2-2	20	エンドリン	ENDRIN	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤・線虫駆除剤						○			○		
2-2	21	カルベタミド	CARBETAMIDE	農薬・除草剤									○		
2-2	22	キタサマイシン	KITASAMYCIN	動物薬・抗生物質								○			
2-2	23	クロロトルロン	CHLOROTOLURON	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)									○		
2-2	24	ジフェニル	BIPHENYL	農薬・殺菌剤						○			○		
2-2	25	セファセトリル	CEFACETRILE	動物薬・抗生物質									○		
2-2	26	ダミノジット	DAMINOZIDE	農薬・成長調整剤						○			○		
2-2	27	トリペレナミン	TRIPLENNAMINE	動物薬・抗ヒスタミン剤							○				
2-2	28	ブロモプロピレート	BROMOPROPYLATE	農薬・ダニ駆除剤						○			○		
2-3	29	2,4,5-T	2,4,5-T	農薬・除草剤						○			○		
2-3	30	イソフェンホス	ISOFENPHOS	農薬・殺虫剤						○					
2-3	31	オメトエート	OMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤						○					

分類	連番	品目名	英名	主な用途	農薬 取締法	薬事法	飼安法	Codex	JECFA	JMPR	基準参照国				
											米国	豪州	EU	カナダ	NZ
2-3	32	カプタホール	CAPTAFOL	農薬・殺菌剤						○					
2-3	33	キントゼン (PCNB)	QUINTOZENE	農薬・殺菌剤						○					
2-3	34	ジクロフルアニド	DICHLLOFLUANID	農薬・殺菌剤						○					
2-3	35	デメトン-S-メチル	DEMETON-S-METHYL	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤						○					
2-3	36	トリアジメホン	TRIADIMEFON	農薬・殺虫剤						○					
2-3	37	ビオレスメトリン	BIORESMETHRIN	農薬・殺虫剤						○					
2-3	38	ビテルタノール	BITERTANOL	農薬・殺菌剤						○					
2-3	39	ホスファミドン	PHOSPHAMIDON	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤						○	○		○		
2-3	40	メキシクロール	METHOXYCHLOR	農薬/動物薬・殺虫剤						○					
2-4	41	2,2-DPA (DPA)	2,2-DPA	農薬・除草剤									○		
2-4	42	オキサジキシル	OXADIXYL	農薬・殺菌剤									○		
2-4	43	オキサシリン	OXACILLIN	動物薬・抗生物質									○	○	
2-4	44	オキサベトリニル	OXABETRINIL	農薬・薬害軽減剤									○		
2-4	45	オリザリン	ORYZALIN	農薬・除草剤									○		
2-4	46	クロジナホップ酸	CLODINAFOP ACID	農薬・除草剤									○	○	○
2-4	47	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤						○			○		○
2-4	48	テブチウロン	TEBUTHIURON	農薬・除草剤									○		
2-4	49	テメホス	TEMEPHOS	動物薬・殺虫剤									○		
2-4	50	テルブチラジン	TERBUTYLAZINE	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)									○	○	
2-4	51	テルブトリン	TERBUTRYN	農薬・除草剤									○		
2-4	52	ドジン	DODINE	農薬・殺虫剤						○			○	○	
2-4	53	トリアジメノール	TRIADIMENOL	農薬・殺虫剤						○			○	○	
2-4	54	トリアレート	TRI-ALLATE	農薬・除草剤						○			○	○	○
2-4	55	トリフルムロン	TRIFLUMURON	農薬/動物薬・殺虫剤									○	○	
2-4	56	ナフタロホス	NAPHTHALOPHOS	農薬・殺虫剤									○		
2-4	57	ナプロパミド	NAPROPAMIDE	農薬・除草剤									○		
2-4	58	ニトロキシニル	NITROXYNIL	動物薬・寄生虫駆除剤										○	
2-4	59	ノボビオシン	NOVOBIOCIN	動物薬・抗生物質						○			○	○	○
2-4	60	ノルジェストメット	NORGESTOMET	動物薬・ホルモン剤									○	○	
2-4	61	バクイロプリム	BAQUILOPRIM	動物薬・合成抗菌剤										○	
2-4	62	ヒドロコルチゾン	HYDROCORTISONE	動物薬・ステロイド系消炎剤										○	
2-4	63	ピラクロホス	PYRACLOFOS	農薬・殺虫剤									○		
2-4	64	フェノトリン	PHENOTHRIN	農薬/動物薬・殺虫剤						○			○		





分類	連番	品目名	英名	主な用途	農薬 取締法	薬事法	飼安法	Codex	JECFA	JMPR	基準参照国				
											米国	豪州	EU	カナダ	NZ
2-5	98	ニフルスチレン酸ナトリウム	SODIUM NIFRUSTYRENATE	動物薬・合成抗菌剤											
2-5	99	ネクイネート	NEQUINATE	動物薬・寄生虫駆除剤											
2-5	100	バクイノレート	BUQUINOLATE	動物薬・合成抗菌剤										○	
2-5	101	ハロクソン	HALOXON	動物薬・寄生虫駆除剤							○				
2-5	102	ビアラホス	BILANAFOS(BIALAPHOS)	農薬・除草剤											
2-5	103	ピリチオバックナトリウム塩	PYRITHIOBAC-SODIUM	農薬・除草剤							○	○			
2-5	104	ピンドン	PINDONE	農薬・殺鼠剤											○
2-5	105	ファミフル	FAMPHUR	動物薬・殺虫剤											
2-5	106	フェノプロップ	FENOPROP	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)											
2-5	107	フルミクロラックペンチル	FLUMICLORAC PENTYL	農薬・除草剤							○	○			
2-5	108	プロパニル(DCPA)	PROPANIL	農薬・除草剤											
2-5	109	フロラスラム	FLORASULAM	農薬・除草剤									○		
2-5	110	ペブレート	PEBULATE	農薬・除草剤										○	
2-5	111	ベンスリド(SAP)	BENSULIDE	農薬・除草剤							○	○			
2-5	112	ペンタクロロフェノール	PENTACHLOROPHENOL	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)											
2-5	113	ポリミキシシンB	POLYMYXINE B	動物薬・抗生物質						○					
2-5	114	メチルベンゾクエート	METHYLBENZOQUATE	動物薬・寄生虫駆除剤										○	
2-5	115	ライドロマイシン	LAIDLAMYCIN	動物薬・抗生物質							○				
2-5	116	ワルファリン	WARFARIN	農薬/動物薬・殺鼠剤・血液凝固抑制剤											○
2-5	117	塩酸メセルペイト	METOSERPATE HYDROCHLORIDE	動物薬・鎮静剤							○				
2-5	118	二臭化エチレン	ETHYLENE DIBROMIDE (EDB)	農薬・線虫駆除剤・殺虫剤											
2-5	119	硫化カルボニル	CARBONYL SULPHIDE	農薬・殺虫剤										○	

備考

- ・「Codex」の欄には、平成26年3月時点における、Codex基準がある農薬等に「○」印を付けた。
- ・「JMPR」、「JECFA」の欄には、平成26年3月時点における、「FAO/WHO合同残留農薬専門家会議」及び「FAO/WHO合同食品添加物専門家会議」において、評価された農薬等に「○」印を付けた。
- ・「基準参照国」の欄には、残留基準の設定根拠データを提供可能であると申し出のあった5カ国地域の基準値を参照した農薬等に「○」印を付けた。